

日介支専協第 2-0352 号

令和 3 年 2 月 4 日

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
都道府県支部長 殿

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
会 長 柴 口 里 則  
[公 印 省 略]

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更等の 周知協力について（ご依頼）

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課より標記について周知等への協力依頼の事務連絡が発出されました。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和 3 年 2 月 2 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 3 項の規定に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の 10 都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和 3 年 3 月 7 日まで延長することとされました。また、同日、同条第 6 項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されたとのことです。資料を添付しご連絡申し上げます。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

敬具

記

- （別紙 1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更
- （別紙 2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会  
事務局 木村能子 担当：口野沙和・佐藤里美  
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階  
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778  
E-mail soumuka@jcma.or.jp